

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-83 駐車灯 7-83-1 装備要件 自動車の前面及び後面の両側（幅 0.8m 以下の自動車にあつては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 3 第 1 項） 7-83-2 性能要件（視認等による審査） (1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 52 条第 1 項関係、細目告示第 130 条第 1 項関係） ① 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方 150m の距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方 150m の距離及び夜間後方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が 3W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 10cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である駐車灯は、この基準に適合するものとする。 ② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。 ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。 ③ 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことが	8-83 駐車灯 8-83-1 装備要件 自動車の前面及び後面の両側（幅 0.8m 以下の自動車にあつては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 3 第 1 項） 8-83-2 性能要件（視認等による審査） (1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 208 条第 1 項関係） ① 駐車灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。 ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
できる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ⑤ 駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる駐車灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第130条第2項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯 7-83-3 取付要件（視認等による審査） (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第52条第2項関係、細目告示第130条第3項関係) ① 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。 ② 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあっては、この限りでない。 ③ 後面に備える駐車灯は、その全てが同時に点灯するものであること。 ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあっては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。 ④ 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ⑤ 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。 ⑥ 駐車灯は、点滅するものでないこと。 ⑦ 駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑧ その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取付けられていること。 ⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-83-2(1)(大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能（駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられてい	③ 駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 駐車灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第208条第2項関係) 8-83-3 取付要件（視認等による審査） (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係) ① 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあっては、この限りでない。 ② 後面に備える駐車灯は、その全てが同時に点灯するものであること。 ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあっては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。 ③ 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ④ 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。 ⑤ 駐車灯は、点滅するものでないこと。 ⑥ 駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑦ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-83-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
る場合にあっては、7-83-2 (1) ③及び④の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。) を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-83-2 (1) ③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑩ 駐車灯は、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。 この場合において、時間の経過により自動的に消灯する構造であることが明らかな駐車灯は、この基準に適合しないものとする。 (2) 次に掲げる駐車灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 130 条第 4 項) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯 7-83-4 適用関係の整理 (1) 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-83-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 39 条第 2 項第 1 号関係) (2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-83-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 39 条第 2 項第 2 号関係) (3) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-83-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 39 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係) 7-83-5 従前規定の適用① 平成 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 39 条第 2 項第 1 号関係) 7-83-5-1 装備要件 7-83-7-1 に同じ。 7-83-5-2 性能要件 なし。 7-83-5-3 取付要件 なし。 7-83-6 従前規定の適用② 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 39 条第 2 項第 2 号関係) 7-83-6-1 装備要件 7-83-7-1 に同じ。 7-83-6-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあっては夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯にあっては夜間後方 150m の距離から、両側面に備える駐車灯にあっては夜間前方 150m の距離及び後方 150m の距離から点灯を確認できるもので	(2) 駐車灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 208 条第 4 項) 8-83-4 適用関係の整理 7-83-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

- ② 駐車灯の灯光の色は、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。

ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

- ③ 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも (3) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

- ④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向前方 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向後方 45° の鉛直面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも (3) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

- (2) (1) の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- ① 前面に備える駐車灯は夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯は夜間後方 150m の距離から点灯を確認できるものであること。

- ② 後面に備える駐車灯の灯光の色は、赤色であること。

- (3) 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、(1) ①及び (2) ①の基準に適合するものとする。

この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 光源が 3W 以上 30W 以下で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm² 以上のもの

- ② 指定自動車等に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

- ③ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- ④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。

7-83-6-3 取付要件

- (1) 駐車灯は、7-83-6-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあつては、7-83-6-2 (1) ③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、7-83-6-2 (1) ③及び④の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- ① 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあつては、150mm 以内）となるように取付けられていること。

- ② 後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。

- ③ 後面に備える駐車灯は、その全てが同時に点灯するものであること。

ただし、長さ 6m 以上又は幅 2m 以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

- ④ 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合には、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

- ⑤ 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-83-7 従前規定の適用③

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
第1項、第3項及び第4項関係) 7-83-7-1 装備要件 (1) 自動車の前面及び後面の両側（幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。 (2) (1) の規定にかかわらず、自動車の後面の両側に駐車灯を備えることができる。 7-83-7-2 性能要件（視認等による審査） (1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあっては夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯にあっては夜間後方 150m の距離から、両側面に備える駐車灯にあっては夜間前方 150m の距離及び後方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあっては白色、後面に備えるものにあっては赤色、両側面に備えるものにあっては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあっては、橙色であってもよい。 ③ 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも (3) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向前方 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向後方 45° の鉛直面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも (3) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 (2) (1) の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。 ① 前面に備える駐車灯は夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯は夜間後方 150m の距離から点灯を確認できるものであること。 ② 前面に備える駐車灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、その全てが同一であること。 ③ 後面に備える駐車灯の灯光の色は、赤色であること。 (3) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、(1) ①及び (2) ①の基準に適合するものとする。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 光源が 3W 以上 30W 以下で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm² 以上のもの。 ② 指定自動車等に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯 ③ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの ④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 7-83-7-3 取付要件 (1) 駐車灯は、7-83-7-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-7-2 (1) ③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-7-2 (1) ③及び④の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ① 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあっては、150mm 以内）となるように取付けられていること。 ② 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあっては、この限りでない。 ③ 後面に備える駐車灯は、その全てが同時に点灯するものであること。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ただし、長さ 6m 以上又は幅 2m 以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。 ④ 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合には、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。	